

7. 自立を促進するための経済的支援

児童扶養手当制度の概要

1. 目的

離婚によるひとり親世帯等、父又は母と生計を同じくしていない児童が育成される家庭の生活の安定と自立の促進に寄与するため、当該児童について手当を支給し、児童の福祉の増進を図る。（平成22年8月より父子家庭も対象）

2. 支給対象者

18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある児童（障害児の場合は20歳未満）を監護する母、監護し、かつ生計を同じくする父又は養育する者（祖父母等）。

3. 支給要件

父母が婚姻を解消した児童、父又は母が死亡した児童、父又は母が一定程度の障害の状態にある児童、父又は母の生死が明らかでない児童などを監護等していること。

※ ただし、国内に住所を有しないとき、児童が父又は母と生計を同じくするとき、父又は母の配偶者に養育されるとき、公的年金等の給付を受けることができるとき等は支給されない。

4. 平成24年度手当額

- ・児童1人の場合 全部支給：41,430円 一部支給：41,420円から9,780円まで
- ・児童2人以上の加算額 [2人目] 5,000円 [3人目以降1人につき] 3,000円

5. 所得制限限度額(収入ベース)

- ・本人 : 全部支給(2人世帯) 130.0万円、一部支給(2人世帯) 365.0万円
- ・扶養義務者(6人世帯) : 610.0万円

6. 受給状況

- ・平成25年3月末現在の受給者数 1,083,317人（母：986,670人、父：64,784人、養育者：31,863人）

7. 予算額（国庫負担分） [24年度予算額] 1,768.9億円

8. 手当の支給主体及び費用負担

- ・支給主体：都道府県、市及び福祉事務所設置町村
- ・費用負担：国 1/3 都道府県、市及び福祉事務所設置町村 2/3

※昭和60年7月以前の既認定者(経過措置対象者：平成24年3月末現在183人)の支給主体は国(費用負担:国 10/10)となっている。

児童扶養手当受給者数の推移

○平成24年度末受給者数

(単位:人)

	総数	生別世帯		死別世帯	未婚世帯	父又は母が障害者世帯	父又は母による遺棄世帯
		離婚	その他				
母子世帯	986,670 (100.0%)	877,162 (88.9%)	1,513 (0.2%)	7,863 (0.8%)	92,270 (9.4%)	4,767 (0.5%)	3,095 (0.3%)
父子世帯	64,784 (100.0%)	56,451 (87.1%)	38 (0.1%)	6,083 (9.4%)	592 (0.9%)	1,384 (2.1%)	236 (0.4%)
その他の世帯※	31,863						
計	1,083,317						

※その他世帯は、2人以上の児童がそれぞれ異なる支給事由に該当する場合に当該児童を父又は母が監護等する世帯及び父又は母以外の者が養育する世帯

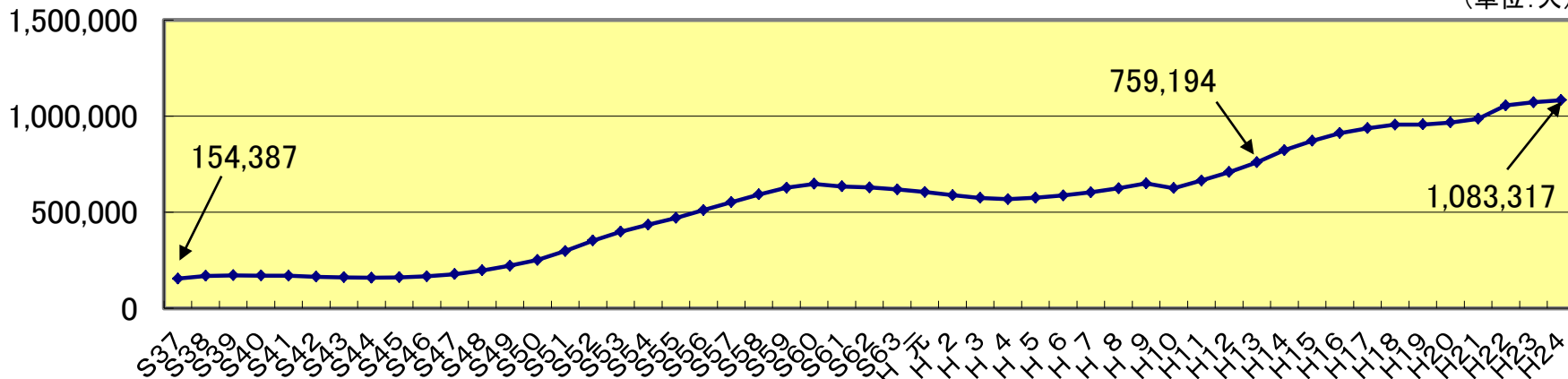
○近年、母子家庭の増加により、児童扶養手当の受給者数も増加しており、平成13年度末は759,194人、平成24年度末は1,083,317人となっている。

(平成22年8月より、支給対象を父子家庭にも拡大)

○平成24年度末において、全部支給者は623,214人(57.5%)、一部支給者は460,103人(42.5%)である。

児童扶養手当受給者数の推移(昭和37～平成24度)

(単位:人)



児童扶養手当受給者の状況

(各月末現在)(単位:人)

	受給者	世帯類型別														その他 の世帯
		母子世帯							父子世帯							
		総数	生別母子世帯		死別 母子世帯	未婚の 母子世帯	障害者 世帯	遺棄 世帯	総数	生別父子世帯		死別 父子世帯	未婚の 父子世帯	障害者 世帯	遺棄 世帯	
			離婚	その他						離婚	その他					
平成23年 4月	1 059 118	973 119	871 275	1 532	8 341	85 800	2 637	3 534	56 328	49 945	20	5 366	460	314	223	29 671
5月	1 067 751	980 250	877 704	1 538	8 393	86 263	2 798	3 554	57 567	50 919	21	5 474	484	439	230	29 934
6月	1 076 377	987 471	884 171	1 531	8 463	86 752	2 987	3 567	58 688	51 793	27	5 582	485	565	236	30 218
7月	1 084 594	994 433	890 293	1 509	8 551	87 276	3 247	3 557	59 803	52 649	26	5 716	505	670	237	30 358
8月	1 090 280	999 306	894 343	1 516	8 621	87 792	3 466	3 568	60 537	53 186	22	5 832	511	744	242	30 437
9月	1 094 079	1 002 595	897 113	1 511	8 686	88 075	3 664	3 546	60 845	53 396	39	5 811	524	832	243	30 639
10月	1 097 853	1 005 840	899 955	1 478	8 729	88 254	3 887	3 537	61 021	53 470	27	5 813	543	928	240	30 992
11月	1 104 801	1 011 791	905 109	1 472	8 810	88 826	4 045	3 529	61 644	53 932	43	5 885	538	1 005	241	31 366
12月	1 109 831	1 015 977	908 988	1 567	8 834	88 914	4 158	3 516	62 389	54 551	35	5 960	545	1 053	245	31 465
平成24年 1月	1 114 806	1 020 084	912 764	1 567	8 878	89 025	4 327	3 523	63 081	55 063	73	6 026	565	1 108	246	31 641
2月	1 121 778	1 026 111	918 071	1 567	8 948	89 622	4 364	3 539	63 814	55 713	41	6 118	569	1 126	247	31 853
3月	1 070 211	977 578	871 781	1 423	8 135	88 625	4 281	3 333	61 594	53 829	40	5 788	570	1 128	239	31 039
4月	1 083 479	989 120	882 015	1 272	8 208	89 918	4 348	3 359	63 143	55 218	44	5 903	574	1 152	252	31 216
5月	1 090 959	995 716	888 031	1 262	8 269	90 361	4 428	3 365	63 870	55 853	48	5 965	573	1 177	254	31 373
6月	1 099 395	1 003 291	894 826	1 385	8 322	90 839	4 488	3 431	64 574	56 447	61	6 027	572	1 213	254	31 530
7月	1 106 732	1 009 804	900 682	1 384	8 407	91 379	4 553	3 399	65 311	57 099	44	6 093	583	1 241	251	31 617
8月	1 112 240	1 014 476	904 925	1 410	8 459	91 693	4 605	3 384	65 781	57 522	41	6 123	578	1 270	247	31 983
9月	1 115 887	1 017 756	907 825	1 477	8 505	91 938	4 654	3 357	66 032	57 742	51	6 136	581	1 274	248	32 099
10月	1 119 133	1 020 730	910 516	1 544	8 554	92 084	4 710	3 322	66 004	57 692	39	6 144	585	1 294	250	32 399
11月	1 126 175	1 026 720	916 065	1 462	8 603	92 480	4 796	3 314	66 410	57 993	37	6 209	592	1 340	239	33 045
12月	1 130 454	1 030 491	919 410	1 650	8 678	92 601	4 857	3 295	66 906	58 397	42	6 264	596	1 366	241	33 057
平成25年 1月	1 135 145	1 034 423	923 224	1 533	8 720	92 735	4 894	3 317	67 359	58 743	34	6 333	610	1 384	255	33 363
2月	1 141 115	1 039 647	927 838	1 533	8 779	93 208	4 962	3 327	67 839	59 136	38	6 390	606	1 421	248	33 629
3月	1 083 317	986 670	877 162	1 513	7 863	92 270	4 767	3 095	64 784	56 451	38	6 083	592	1 384	236	31 863

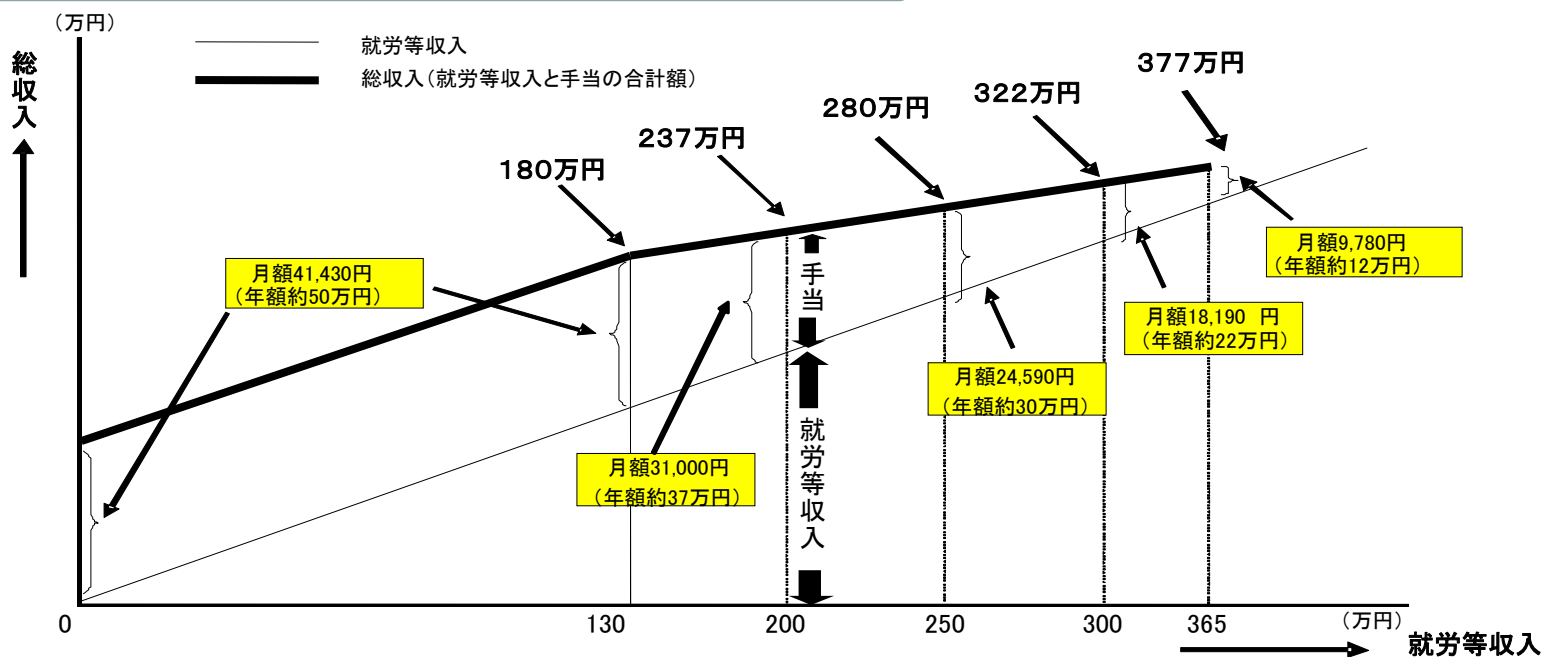
注) 東日本大震災の影響により、以下を除いて集計した数値を掲載している。

- ・平成23年4月分～7月分は盛岡市以外の岩手県、郡山市及びいわき市以外の福島県、仙台市
- ・平成23年8月分～12月分は盛岡市以外の岩手県、郡山市及びいわき市以外の福島県
- ・平成24年1月分～平成24年3月分は郡山市及びいわき市以外の福島県

児童扶養手当の所得制限限度額について

児童扶養手当の額は、受給者の所得(収入から各種控除額を減じ、さらに、受給者やその児童が父又は母から養育費を受け取っている場合にはその養育費の8割相当額を加えて算出)と扶養親族等の数を勘案して決定され、また、就労等により収入が増えるにつれて児童扶養手当を加えた総収入が増えるよう定められている。

○平成24年4月 手当額の例 (手当受給者と子1人の家庭の場合)



扶養親族等の数	全部支給の所得制限限度額	一部支給の所得制限限度額
0人	19万円 (92 万円)	192万円 (311.4万円)
1人	57万円 (130 万円)	230万円 (365 万円)
2人	95万円 (171.7万円)	268万円 (412.5万円)
3人	133万円 (227.1万円)	306万円 (460 万円)
4人	171万円 (281.4万円)	344万円 (507.5万円)
5人	209万円 (335.7万円)	382万円 (555 万円)

※ ()内は収入額ベース。政令上は所得額で規定されており、ここに掲げた収入額は、給与所得者を例として給与所得控除額等を加えて表示した額である。52

母子及び寡婦福祉法に基づく母子寡婦福祉貸付金の概要

目的

母子寡婦福祉資金は、配偶者のない女子であって現に児童を扶養しているもの等に対し、その経済的自立の助成と生活意欲の助長を図り、あわせてその扶養している児童の福祉を増進することを目的としている。
母子及び寡婦福祉法の規定に基づき行われている。

対象者

- ① 母子福祉資金
 - ・配偶者のない女子で現に児童を扶養しているもの(いわゆる母子家庭の母) ・母子福祉団体 等
- ② 寡婦福祉資金
 - ・寡婦(配偶者のない女子であって、かつて配偶者のない女子として児童を扶養していたことのあるもの) 等

貸付金の種類

事業開始資金、事業継続資金、修学資金、技能習得資金、修業資金、就職支度資金、医療介護資金、生活資金、住宅資金、転宅資金、就学支度資金、結婚資金(計12種類)

貸付条件等

- ・利子: 貸付金の種類、連帯保証人の有無によって異なるが、無利子または、年利1.5%
- ・償還方法: 貸付金の種類によって異なるが、一定の据え置き期間の後、3年～20年

実施主体・貸付原資の負担割合

都道府県、指定都市、中核市 (国:2/3 都道府県、指定都市、中核市:1/3)

貸付実績(平成23年度)

- ・母子福祉貸付金 23,485百万円(48,471件)
- ・寡婦福祉貸付金 770百万円(1,274件) ※貸付金の件数・金額とも約9割が、児童の修学資金関係

母子寡婦福祉資金貸付金の概要

(平成25年4月1日現在)

資金種類	貸付対象等		貸付限度額	貸付期間	据置期間	償還期限	利率
事業開始資金	母子家庭の母 母子福祉団体 寡婦	事業(例えば洋裁、軽飲食、文具販売、菓子小売業等、母子福祉団体については政令で定める事業)を開始するのに必要な設備、什器、機械等の購入資金	2,830,000円 団体 4,260,000円 (注)複数の母子家庭の母等が共同して起業する場合の限度額は団体貸付の限度額を適用できるものとする。		1年	7年以内	<母子・寡婦> (保証人有)無利子 (保証人無)年1.5% <母子福祉団体> 無利子
事業継続資金	母子家庭の母 母子福祉団体 寡婦	現在営んでいる事業(母子福祉団体については政令で定める事業)を継続するために必要な商品、材料等を購入する運転資金	1,420,000円 団体 1,420,000円		6ヶ月	7年以内	<母子・寡婦> (保証人有)無利子 (保証人無)年1.5% <母子福祉団体> 無利子
修学資金	母子家庭の母が扶養する児童 父母のない児童 寡婦が扶養する子	高等学校、大学、高等専門学校又は専修学校に就学させるための授業料、書籍代、交通費等に必要資金	※私立の限度額を例示、()内の数値は、一般分限度額 高校、専修学校(高等課程) (自宅)月額(30,000)45,000円 (自宅外)月額(35,000)52,500円 大学、高等専門学校、専修学校(専門課程) (自宅)月額(54,000)81,000円 (自宅外)月額(64,000)96,000円 専修学校(一般課程) 月額(31,000)46,500円 (注)高等学校、高等専門学校及び専修学校に就学する児童が18歳に達した日以後の最初の3月31日が終了したことにより児童扶養手当等の給付を受けることができなくなった場合、上記の額に児童扶養手当の額を加算した額。	就学期間中	当該学校卒業後6ヶ月	20年以内 専修学校(一般課程) 5年以内	無利子 ※親に貸付ける場合児童を連帯借受人とする。 (連帯保証人は不要) ※児童に貸付ける場合親等を連帯保証人とする。

資金種類	貸付対象等		貸付限度額	貸付期間	据置期間	償還期限	利率
技能習得資金	母子家庭の母 寡婦	自ら事業を開始し又は会社等に就職するために必要な知識技能を習得するために必要な資金(例:訪問介護員(ホームヘルパー)、ワープロ、パソコン、栄養士等)	【一般】 月額 68,000円 【特別】 一括 816,000円 (12月相当) 運転免許 460,000円	知識技能を習得する期間中5年をこえない範囲内	知識技能習得後1年	20年以内	(保証人有) 無利子 (保証人無) 年1.5%
修業資金	母子家庭の母が扶養する児童 父母のない児童 寡婦が扶養する子	事業を開始し又は就職するために必要な知識技能を習得するために必要な資金	月額 68,000円 特別 460,000円 (注)修業施設で知識、技能習得中の児童が18歳に達した日以後の最初の3月31日が終了したことにより児童扶養手当等の給付を受けることができなくなった場合、上記の額に児童扶養手当の額を加算した額	知識技能を習得する期間中5年をこえない範囲内	知識技能習得後1年	6年以内	※修学資金と同様
就職支度資金	母子家庭の母又は児童 父母のない児童 寡婦	就職するために直接必要な被服、履物等及び通勤用自動車等を購入する資金	一般 100,000円 特別 320,000円		1年	6年以内	※親に係る貸付けの場合 (保証人有) 無利子 (保証人無) 年1.5% ※児童に係る貸付けの場合修学資金と同じ
医療介護資金	母子家庭の母又は児童(介護の場合は児童を除く)寡婦	医療又は介護(当該医療又は介護を受ける期間が1年以内の場合に限る)を受けるために必要な資金	【医療】 340,000円 特別 480,000円 【介護】 500,000円		6ヶ月	5年以内	(保証人有) 無利子 (保証人無) 年1.5%

資金種類	貸付対象等		貸付限度額	貸付期間	据置期間	償還期限	利率
生活資金	母子家庭の母 寡婦	知識技能を習得している間、医療若しくは介護を受けている間、母子家庭になって間もない(7年未満)母の生活を安定・継続する間(生活安定期間)又は失業中の生活を安定・継続するのに必要な生活補給資金	【一般】月額 103,000円 【技能】月額 141,000円 (注)生活安定期間の貸付は、配偶者のない女子となった事由の生じたときから7年を経過するまでの期間中、月額103,000円、合計240万円を限度とする。 また、生活安定期間中の養育費の取得のための裁判費用については、1,236,000円(一般分の12月相当)を限度として貸付けることができる。 (注)物価の影響を受けている母子家庭の安定した生活を支える観点から、当面、3月相当額の一括貸付を行うことができる。	・知識技能を習得する期間中5年以内 ・医療又は介護を受けている期間中1年以内 ・離職した日の翌日から1年以内	知識技能習得後、医療若しくは介護終了後又は生活安定期間の貸付若しくは失業中の貸付期間満了後6ヶ月	(技能習得) 20年以内 (医療又は介護) 5年以内 (生活安定貸付) 8年以内 (失業) 5年以内	(保証人有) 無利子 (保証人無) 年1.5%
住宅資金	母子家庭の母 寡婦	住宅を建設し、購入し、補修し、保全し、改築し、又は増築するのに必要な資金	1,500,000円 (特別 2,000,000円)		6ヶ月	6年以内 特別 7年以内	(保証人有) 無利子 (保証人無) 年1.5%
転宅資金	母子家庭の母 寡婦	住宅を移転するため住宅の貸借に際し必要な資金	260,000円		6ヶ月	3年以内	(保証人有) 無利子 (保証人無) 年1.5%
就学支度資金	母子家庭の母が扶養する児童 父母のない児童 寡婦が扶養する子	就学、修業するために必要な被服等の購入に必要な資金	小学校 39,500円 中学校 46,100円 国公立高校 160,000円 修業施設等 100,000円 私立高校 420,000円 国公立大学・短大等 380,000円 私立大学・短大等 590,000円		6ヶ月	就学 20年以内 修業 5年以内	※修学資金と同様
結婚資金	母子家庭の母 寡婦	母子家庭の母が扶養する児童寡婦が扶養する20歳以上の子の婚姻に際し必要な資金	300,000円		6ヶ月	5年以内	(保証人有) 無利子 (保証人無) 年1.5%